

第 5 1 号

平成 30 年 3 月発行

まくべつ

農業委員会だより



オリンピックメダリストの誕生に大歓声!!
(2月21日パブリックビューイング会場)

紙面あんない

農業政策等に関する意見書を提出	2 P
農地賃借料情報、農地移動状況(1~12月) ..	3 P
農地法の手続き、農地所有適格法人報告書 ..	4 P
農業者年金情報、年金相談会を開催	5 P
研修報告、農業振興公社からお知らせ	6 P
農業士・指導農業士、家族経営協定	7 P
収入保険制度、各種申請	8 P

編集・発行

幕別町農業委員会
幕別町本町 130 番地 1
Tel 0155-54-6625

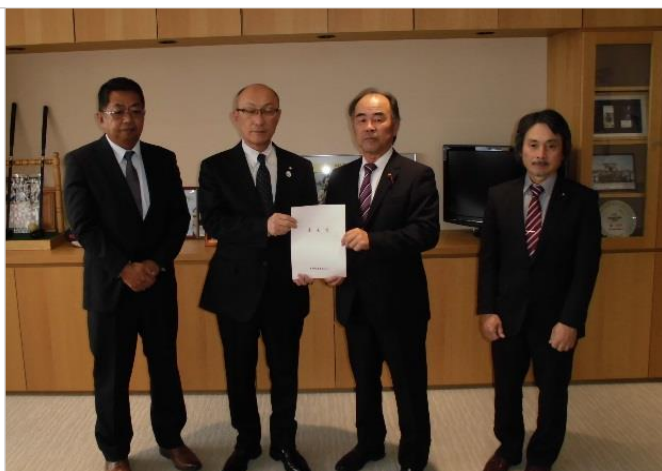
忠類支局
幕別町忠類錦町 439 番地 1
Tel 01558-8-2111

農業政策に関する意見書を提出

12月1日、農業委員会は農業政策等に関する意見書を町に提出しました。

谷内会長・鯖戸会長職務代理者・香西農政部長が町長室を訪れ、飯田町長に意見書を提出し、国や北海道に対して働きかけの要請を行いました。

内容は以下のとおりです。



1 農業被害に対する支援について

町独自に農地の排水性向上対策や農業施設・農業機械等の国が支援する事業に上乘せ補助などの施策を実施されているが、次年度以降も引き続き農業者の不安を解消し、将来の営農に希望を持てる事業予算の確保を求める。

2 地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて

担い手農業者の農地所有は重要であり、農地中間管理事業の特例事業である農地売買等事業（旧農地保有合理化事業）も協力金の対象とすること。

更に、譲渡所得税の特別控除額の引き上げ及び特別控除が連年受けられるよう明文化するなど農地の所有権移転を促す施策を講じることを求める。

また、幕別町に対して、本町の農家戸数が減少していることから、町内関係団体と連携し、後継者対策や新規就農者への支援など、町独自の施策に取り組むことを求め

る。

3 農業基盤整備事業予算の確保について

基盤整備事業の推進は不可欠であることから、農村現場に必要な予算を継続的に確保するとともに、地域のは場条件にあった弾力的な運用や地元負担の軽減に配慮すること。

また、区画を拡大して作業効率の良い優良農地とするため、農地に介在する離農者の廃屋等の撤去や山林原野など非農地部分の農地化に対する支援制度を創設することを求める。

4 農業機械のICT（情報通信技術）の導入について

農作業の省力化や高度な精度が求められる作業など労働力不足の解消、効率的な作業による経費の削減、生産性の向上に寄与するものと考えられることから、ICTを活用した生産力の強化の実現に積極的に取り組むこと。

5 有害鳥獣の駆除対策について

平成28年度、本町におけるエゾシカ、キツネなど有害鳥獣による被害面積は32・1ha、被害総額

は約3千2百万円に達している。

今後も「鳥獣被害防止総合対策交付金」の必要予算の確保と期間の延長、並びにハンターの育成・確保のための規制緩和など駆除に取り組める環境整備に努めることを求める。

6 日欧EPA等国际通商交渉について

各種の国際通商交渉が進められる中、交渉の合意内容が地域農業に影響を及ぼすことのないよう、体質強化対策や経営安定強化対策など万全な対策を講じること。

また、主要農畜産物を関税撤廃の対象から除外するとともに、農業・農村の振興が持続的に発展できるよう、必要な措置を確保することを求める。

7 農業委員会関係予算の確保について

農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消の活動をより強力にするため、農業委員会交付金、機構集積支援事業補助金等の農業委員会関係予算を十分に確保することを求める。

平成 29 年
1 月～12 月

農地の賃借料情報

農業委員会では、農地法第 52 条の規定により農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえた賃借料情報の提供をすることとされています。

平成 29 年 1 月から 12 月までに農地法第 3 条許可により設定された賃貸借における賃借料及び農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃借料水準（10 アール当たり）は、次のようになっています。

なお、平均額の 2 倍以上の賃借料により、周辺農家の借賃を著しく引き上げをもたらす恐れがある権利取得の場合は、農業委員会は指導を行うことになっていますので、ご注意ください。

1 畑（普通畑）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	9,800（－）	14,000	4,500	159
幕別地区（高台）	7,800（↑）	12,000	4,500	185
忠類地区	4,500（↑）	5,000	3,000	39

2 畑（牧草畑）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	5,100（－）	7,700	4,000	なし
幕別地区（高台）	4,500（－）	5,000	3,000	12
忠類地区	3,600（↑）	4,800	3,000	20

※幕別地区（低台）の価格は、事例がないため、平成 23 年の賃借料を記載しています（平成 24～27 年は案件なし、平成 28 年は 1 件のみで個人の特定につながる恐れがあるため）。

○幕別地区（低台）：新川の一部、明野の一部、軍岡の一部、相川、猿別の一部、千住、稲土別の一部、依田、西和、途別の一部、幕別・札内市街地も含む

○幕別地区（高台）：上記地区と忠類地区を除いた地区

■平成 29 年 1 月～12 月農地移動状況■

項目			平成 29 年		平成 28 年		前年比	
区分	移動事由		件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
農地法第 3 条	所有権の移転	売 買	24	128.47	22	79.77	+2	+48.70
		贈 与	16	271.93	12	147.30	+4	+124.63
	賃借権の設定		25	144.89	43	225.54	-18	-80.65
	使用貸借権の設定		21	682.24	13	346.92	+8	+335.32
農地保有合理化事業（道公社）	買 入		14	64.40	8	102.23	+6	-37.83
	売 渡		20	186.40	16	125.70	+4	+60.70
農用地利用集積計画	所有権の移転		5	14.52	7	42.85	-2	-28.33
	利用権の設定	賃貸借	123	603.26	130	543.19	-7	+60.07

こんなとき、農業委員会の許可が必要です

農地は宅地などの一般の土地と異なり、それ自体が生産力を持っており、農業を行う上で最も基本的な生産基盤です。

このため、農地を売ったり買ったり、貸したり借りたりする場合や、農地を耕作以外に利用する場合には特別な場合を除き、農地法に基づく農業委員会の許可を受ける必要があります。ここでは、農地法にかかる許可申請について説明します。

【例 1】農地の権利を移転したい場合

Aさんの所有農地を農業者Bさんに売りたい・貸したい場合

→ 農地法第3条の許可が必要です

※農地の権利の移転・設定を受けられるのは原則農業者に限られます。

【例 2 - 1】農地を農地以外としたい場合

Aさんの所有農地に倉庫・車庫を建てたい場合

→ 農地法第4条の許可が必要です

【例 2 - 2】農地を農地以外とする場合で、権利の移転や設定が伴う場合

Aさんの父親Bさんが所有する農地にAさんの家を建てたい場合

→ 農地法第5条の許可が必要です

※例 2 - 1、2 - 2 の場合は、農地法の手続きの前に農振法の手続きも必要です。

また、許可に時間を要する場合があります。

案件により申請が異なりますので、あらかじめ農業委員会へご相談ください

農地所有適格法人「報告書」の提出を

報告が必要な法人は？ 農地法に規定されている要件を満たした農地所有適格法人で、農地法第3条の許可等を受けている法人です。

いつまで報告するの？ 各法人の毎事業年度の終了後3カ月以内です。

どこに提出するの？ 幕別町農業委員会事務局です。

提出する書類は？ 『農地所有適格法人報告書』です。

ほかに添付書類として「定款」「農業収入額がわかる書類（損益計算書など）」「株主名簿または組合員名簿」が必要です。

報告書の様式は農業委員会にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html

農業者年金で老後の生活を安心サポート

3つの要件を満たせば
どなたでも加入できます

60 歳
未満

国民年金
第 1 号
被保険者

年間 60 日
以上農業
に従事

特徴 1 少子高齢化に強い年金です

- ☆積立方式の確定拠出型年金です。
- ☆加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴 2 終身年金です。80 歳前にお亡くなりになった場合には、死亡一時金をお支払いします

- ☆年金は生涯受給できる積立方式の確定拠出型年金です。
- ☆仮に加入者・受給者が 80 歳前に受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご家族に死亡一時金として支給されます。

特徴 3 公的年金ならではの税制上のメリットがあります

- ☆支払った保険料は全額（最高 80 万 4 千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。

特徴 4 通常加入なら、保険料の額は自由に選べます

- ☆月額 2 万円から 6 万 7 千円まで千円単位で選択できます。

特徴 5 政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります

- ☆一定の要件を満たした意欲ある担い手には保険料の 2 割、3 割、5 割の補助が受けられます。
- ☆補助を受ける場合の保険料は月額 2 万円に固定されます。

農業者年金相談会を開催



昨年 12 月 1 日に農業者年金の受給予定者を対象とした農業者年金相談会が開催され、15 人が参加しました。

相談会は毎年、農業委員会と農業者年金協議会との共催で、今年は北海道農業会議の野澤信義農業者年金相談指導員を迎え、農業者年金制度の概要、旧年金・新年金それぞれの経営移譲の方法や受給方法について説明を受けました。

説明会終了後は個別相談が開かれ、参加者は年金支給額の確認や経営移譲のための農地の処分方法・処分する時期について相談をされていました。

受給者の皆様は 「現況届」を忘れずに！

現況届は、年金受給者の方が年金を受給する資格があるか否かについて毎年 6 月に確認するものです。現況届を提出しないと、提出されるまで年金が差し止められることになります。現況届の用紙は毎年 5 月末に農業者年金基金から受給者に送られます。必ず期限内（6 月 1 日から 6 月 30 日まで）に農業委員会へ提出してください。

★研修報告★

■地区別農業委員等研修会・十勝農業委員会連合会講演会

11月15日、帯広市とかちプラザで開催されました。

講演会は「十勝の気候と天気予報の見方」と題し帯広測候所の山田修予報官から十勝地方の天気や気象庁ホームページから気象データ・予測データが紹介されました。その後の研修会では、北海道農業会議職員から農業委員会を取り巻く情勢など活動全般に関わる内容について説明を受けました。

■道内研修視察

12月5日から7日までの日程で道内視察研修を行いました。

1日目は恵庭市の道央農業振興



公社を訪問しました。同公社の長沢事務局長から江別・千歳・恵庭・北広島の4市に跨る道央地域の農地利用集積や後継者対策への取り組みについて説明を受けました。

2日目は北海道農業会議事務局次長の乾泰司氏を講師に招き、農業委員活動を行う上での基礎知識、総会審議での留意点等について研修いたしました。その後、江別市のヤンマーアグリジャパン北海道では新設されたアグリソリューションセンターで社の概要と最新のトラクター技術について説明を受けたほか、トラクターの加工工場を見学しました。3日目はカルビー千歳工場でジャガイモの加工ラインを見学し、担当者から原料となる馬鈴薯の確保の状況などについての説明を受けました。

■南十勝農業委員等研修会

2月8日から9日の2日間、音更町において南十勝農業委員等研修会が開催され、本町から19人が参加しました。

1日目は帯広畜産大学教授 佐藤禎稔氏による「十勝の大規模農業に期待されるスマート農業機械について」、同じく帯広畜産大学教授・学長補佐 金山紀久氏の「十勝農業の現状と今後の展望」の2

つの講演が、2日目は十勝総合振興局農務課長 勝藤彰氏から「十勝農業の現状と農業に関わる道政」の講演があり、研修を終えました。

■南十勝農業後継者担い手対策研修会

2月20日、更別村社会福祉センターで南十勝農業後継者担い手対

策研修会が開かれ、農業委員のほか、町農業振興公社から担い手専属アドバイザーなど17人が出席し、NPO法人北海道マリッジ・カウンセリングセンター秋元事務局長から、最近の結婚事情や農業後継者の結婚についての講演を受けました。

◆◆◆幕別町農業振興公社より◆◆◆

農地中間管理事業の借受け希望申し出について

農地中間管理事業とは、「農地中間管理機構（北海道農業公社）」が、耕作地を貸したい農業者（出し手）から長期に借入れ、規模拡大や新規参入を希望する担い手（受け手）への農用地の集積・集約化を進める事業です。

- ◆借受け希望申出書の提出期間は、原則として毎年5月中と9月中の年2回です。
- ◆借受け希望申出書が提出されていない場合や提出後の有効期間が切れてしまった場合、また、借受け希望地域として申し出をしていなかった場合は、貸付地が出たとしても借受けを希望することができませんのでご注意ください。
- ◆借受け希望申出書の有効期間は募集の締切日（5月末と9月末）から5年間です。なお、期間満了前には幕別町農業振興公社から更新のお知らせをいたします。
- ◆申し出内容は、農地中間管理機構ホームページ等での公表に同意していただきます。
- ◆同事業による貸借では、出し手、受け手それぞれから賃貸借料の1%（消費税別途）が手数料として農地中間管理機構に徴収されます。

※ご不明な点は、（公財）幕別町農業振興公社（電話57-2711）に問い合わせください。

ゆとりみらい21推進協議会からのお知らせ

家族経営協定を見直しませんか

家族経営協定とは、農業経営や生活・将来の目標について家族みんなで話し合い、意欲とやりがいを持って農業を行っていくための家族のルールです。締結後は家族みんなで実行し経営と家族の状況に合わせて定期的に見直しをすることが大切です。幕別町では平成29年4月1日現在、110戸が締結しています。

▼見直すタイミングはココ!!

- ①後継者が就農するとき
- ②後継者が結婚するとき
- ③経営移譲を考えているとき

▼制度上のメリットはコレ!!

①認定農業者制度

実質的に共同経営を行っている場合、収益配分と経営方針への参画が明確化されている家族経営協定が締結されていること等を要件に共同申請が可能です。

②農業者年金

家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者に対して保険料の一部が補助されます。

③農業近代化資金・経営体育成強化資金

経営主以外でも経営のうち一部の部門について主宰権等が明確になっている家族経営協定を締結している女性農業者や農業後継者についても貸付対象者となります。

④農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)

経営開始型の特例として、夫婦で就農する場合、共同経営者であることが規定されている家族経営協定を締結している場合に夫婦合わせて1.5人分の年間225万円が給付されます(通常年間150万円)。

家族経営協定について、もっと事例を知りたい方や、新たに締結を考えている方はご相談ください。

◆問い合わせ先

ゆとりみらい21推進協議会

営農環境対策専門部会事務局

事務局：経済部農林課農政係

電話：54-6605

FAX：54-5564

メール：noseikakari@town.makubetsu.lg.jp

北海道農業士・指導農業士になりませんか

農業を取り巻く環境は、技術の進歩や国際化の流れなど大きく変化しており、地域農業の維持・発展にはこうした変化に適切に対応できるよう、農業経営についての知識や技術を高めていくことが重要です。このことから、地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興などに積極的・意欲的に活躍される「北海道農業士」や「北海道指導農業士」を募集していますが、まだまだ不足しています。

現在、幕別町では農業士18人、指導農業士7人が活動しています。

指導農業士・農業士の活動に興味のある方、また制度について詳しく知りたい方はご連絡ください。

【北海道農業士】

北海道農業士は、地域農業の担い手として優れた能力を有し、経営改善や地域農業の振興に積極的に参加、協力を行う意欲旺盛な農業者を認定して活動を助長することを目的に付与される称号です。

◆認定要件

- ①道内で現に農業に5年以上従事している原則30歳以上45歳くらいまでの者で、経営改善に積極的に取り組むとともに、経営改善や青少年活動等、地域活動に率先して参加活動している者(農地所有適格法人の構成員又は構成員の家族を含む)
- ②北海道や農業改良普及センター、市町村、JAなど関係機関団体等が実施する研修に積極的に参画するなど資質向上への意欲が高い者

【北海道指導農業士】

北海道指導農業士は、新規就農希望者等の育成指導や地域農業の振興などに対する助言や協力を行う、より高度な能力を有する農業者に付与される称号です。

◆認定要件

- ①道内で現に農業に従事している概ね40歳以上60歳くらいまでの者で、個人経営にあっては経営主、又はその配偶者等、農地所有適格法人にあっては当該法人の構成員として農業経営を主体的に担っている者
- ②高度な生産技術力、経営・生活管理能力を有し、農業経営や農村生活の成果がその地域の水準以上である者
- ③次代の農業の担い手育成に強い熱意と指導性を有するとともに、研修生の受入れ及び適切な指導が可能である者
- ④地域農業の発展に対する貢献度及び社会的信頼度が高い者

収入保険制度について（青色申告を始めましょう）

収入保険制度とは、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する制度です。

収入保険制度は任意加入の保険制度であり、制度が始まる平成 31 年からは、農業者は収入保険制度と農業共済、収入減少影響緩和対策（ナラシ）、野菜価格安定制度などの類似制度の中からいずれかを選択し、自らの経営に最適な制度に加入することができます。

1 対象者：青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※青色申告（簡易な方式を含む）の実績が 1 年分あれば加入できます。

2 対象収入：農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象

※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除かれます。

3 補償内容：当年の収入が基準収入の 9 割（5 年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の 9 割（支払率）を上限として補填されます。

※補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかを選択できます。

4 保険料・積立金：保険料は掛捨て、積立金は補填に使われない限り翌年に持ち越されます。

※保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。

5 加入・支払時期

(1) 保険期間：個人は 1 月～12 月、法人は事業年度の 1 年間

(2) 加入申請：原則、保険期間の開始前までに加入申請を行い、保険料・積立金を納付

(3) 補填金の支払：保険期間終了後の税申告後（個人は翌年 3～6 月）

加入、問い合わせの窓口は農業共済組合となります。また現在、十勝 N O S A I ホームページで保険料等のシミュレーションをすることができます。制度選択の参考として活用ください。その他、制度の詳細については農林水産省のホームページをご覧ください。

○十勝 N O S A I ホームページ <http://www.tokachi-nosai.or.jp/>

○農林水産省ホームページ http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。全国農業新聞は、農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

◆発行日 毎週金曜日 ◆購読料 月 700 円（送料、税込）

◆発行 全国農業会議所



◆広報委員◆
委員長 菅 前
副委員長 香 野
委員 高 野
委員 齊 藤
委員 橋 本
委員 蛭 原
委員 富 士
委員 一 治
委員 浩 弥
委員 一 男
委員 英 一
委員 浩 志
委員 能 稔
委員 厚 司

各種申請は毎月 10 日

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月 10 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

幕別町のトップページ

→ 右下の「町政情報」の「幕別町農業委員会」

→ 「○各種様式」をクリック